

各務原市民公園トイレ等設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

令和7年6月

各 務 原 市

— 目 次 —

1. 目的	1
2. 業務概要	1
3. 参加資格	1
4. 公募スケジュール	2
5. 実施要領等の公開	2
6. 現地説明会	2
7. 質問の受付及び回答	3
8. 参加表明書等の提出	3
9. 参加資格確認結果の通知	3
10. 企画提案書の提出	4
11. プレゼンテーション及びヒアリング審査	5
12. 評価及び選定について	5
13. 契約事項	7
14. 資格喪失	7
15. その他留意事項	7
16. 事務局	7

1. 目的

各務原市民公園は、旧岐阜大学時代の歴史や環境を受け継いだ文化の香り高い公園として、長く市民に親しまれている本市を代表する公園である。昭和 63 年の開園から 37 年が経過していることから施設の老朽化が表面化している。特に、令和元年に実施した市民アンケートでは、全世代からトイレ改修に対する要望が寄せられている。本プロポーザルは、誰もが安心して、いつでも快適に利用できる各務原市民公園トイレ等の設計業務を行うことに最も適した設計者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 委託業務名	各務原市民公園トイレ等設計業務委託
(2) 業務内容	各務原市民公園トイレ等工事に係る既存撤去及び新築の実施設計 関係法令の手続きに必要な資料作成 詳細は、「各務原市建築設計業務委託共通仕様書」及び「各務原市建築設計業務委託特記仕様書」による。
(3) 履行期間	契約の日から令和 8 年 3 月 27 日まで
(4) 建物規模	東トイレ等延べ面積 70 m ² 程度 西トイレ等延べ面積 150 m ² 程度
(5) 委託料上限額	11,749,100 円（消費税込み）
(6) 概算工事費	約 1 億 3,000 万円（本体建設工事のみ（撤去含まない）・消費税（10%）込み） 東トイレ等：約 4,000 万円 西トイレ等：約 9,000 万円
(7) 事業スケジュール （予定）	実施設計：令和 8 年 3 月 27 日まで 建設工事：令和 8 年度（西トイレ等） 建設工事：令和 9 年度（東トイレ等）

3. 参加資格

(1) 共通事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① 単体企業であること。ただし、協力事務所として、他の企業を加え、特定の分野を担当させることを妨げるものではない。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者を本業務に配置できること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ④ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- ⑦ 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成１４年９月３０日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- ⑧ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２２年７月２３日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 平成２７年４月１日以降において、国又は地方公共団体が発注した公共施設（学校、庁舎、防災倉庫、トイレなど）の新築又は改築の実施設計を元請として受注し、公表日現在において、当該設計業務が完了している実績を有すること。

４．公募スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和７年５月１３日（火）
現地説明会	令和７年５月２２日（木）
質問書の受付期限	令和７年５月３０日（金）
質問書の回答	令和７年６月４日（水）
参加表明書等の受付期限	令和７年６月１１日（水）
参加資格確認結果の通知	令和７年６月１３日（金）
企画提案書等の提出期間	令和７年６月３０日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和７年７月１５日（火）
選定結果通知	令和７年７月下旬頃
契約の締結	令和７年８月中旬頃

５．実施要領等の公表

実施要領等については、令和７年５月１３日（火）から市ウェブサイトにて公表する。

６．現地説明会

本プロポーザルに関して現地説明会を開催するので、参加希望の場合は申込みすること。本プロポーザルの参加表明に際して、現地説明会への参加は条件ではない。

(1) 開催日時

令和7年5月22日(木) 午後1時から

※申込が多数の場合は時間指定をする場合あり

※参加人数は1事業者3名までとする

※当日は現地説明のみとし、質問は次項「7. 質問の受付及び回答」によるものとする

(2) 開催(集合) 場所

各務原市民公園東側トイレ(各務原市那加門前町3丁目1番地3)

(3) 申込方法

電子メールにて「16. 事務局」へ申込みし、電話にて到達確認を行うこと。件名は、
「【現地説明会申込】各務原市民公園トイレ等設計業務公募型プロポーザル(事業者名)」とすること。

(4) 現地説明会の申込期限

令和7年5月20日(火) 午後5時まで

7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式1号)に必要事項を記入し、電子メールにて「16. 事務局」へ提出し、電話にて到達確認を行うこと。件名は、「【質問】各務原市民公園トイレ等設計業務公募型プロポーザル(事業者名)」とすること。

(1) 受付期限

令和7年5月30日(金) 午後5時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、質問者名を伏せて、令和7年6月4日(水)に市ウェブサイトにおいて公表する。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱う。

8. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式2号	1
企業概要書	様式3号	1
業務実績調書	様式4号	1
予定技術者調書(管理技術者・主任技術者)	様式5号	1
協力事業所の概要	様式6号	1

(2) 提出期限

令和7年6月11日(水) 午後5時まで

(3) 提出場所

「16. 事務局」

(4) 提出方法

持参又は郵送(必着)により提出すること。

9. 参加資格確認結果の通知

(1) 通知期限

令和7年6月13日（金）までに通知

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

10. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提出書類	様式	補足	部数
企画提案提出書	様式7号		1
企画提案書	任意様式 (A3横)	業務の実施方針、実施体制、工程計画、特に重視する業務実施上の配慮事項について記載すること。	10
		「(5) 企画提案書の内容」について記載すること	
見積書	任意様式 (A4)	可能な限り詳細に記載すること。 代表者印等押印の上、あて先は各務原市長とすること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とする。	1

(2) 提出期間

令和7年6月30日（月）午後5時まで

(3) 提出場所

「16. 事務局」

(4) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。

(5) 企画提案書の内容

次の事項を企画提案書として記載すること。表現方法は自由とするが、この資料を用いてプレゼンテーション審査に臨んでいただくので、参加者が特定できるような表示をしないこと。

① 業務実施方針

業務の実施方針、実施体制、工程計画、特に重視する業務実施上の配慮事項について記載すること。

② コンセプト

設計提案における設計の基本的な考え方を記載すること。

③ 各種計画図

東トイレ等及び西トイレ等の設計プラン（平面図、立面図（4面）、断面図（2面））を提案すること。

④ 外観パース

視点及び表現方法は自由とする。（模型写真も可）

⑤ 使いやすさ

全ての人が安心して快適に利用できるトイレについて提案すること。

⑥ 維持管理関係

メンテナンスや清掃のしやすさへの配慮等について提案すること。

⑦ その他の設計と条件

各務原市建築設計業務委託共通仕様書及び各務原市建築設計業務委託特記仕様書による。

・既存公衆トイレ等解体

アスベスト除去

既設東トイレ等

東トイレ 33.64 m²

男子：小便器 3 台、洋便器 1 台、手洗い 2 台、手洗い(子ども用)1 台、掃除
道具入れ

女子：和便器 2 台、洋便器 2 台、手洗い 2 台、手洗い(子ども用)1 台

多目的：洋便器 1 台、手洗い 1 台、おむつ交換台 1 台、ベビーチェア 1 台

倉庫 33.64 m²

アーケード(通路) 33.64 m²

既設西トイレ等(電気室は存置するため、アーケードの一部解体方法や防水の納まり
等を検討すること)

西トイレ 33.64 m²

男子：小便器 3 台、洋便器 1 台、手洗い 2 台、手洗い(子ども用)1 台、掃除
道具入れ

女子：和便器 2 台、洋便器 2 台、手洗い 2 台、手洗い(子ども用)1 台

多目的：洋便器 1 台、手洗い 1 台、おむつ交換台 1 台

倉庫 19.44 m²

管理人室 33.64 m²

休憩スペース 33.64 m²

アーケード(通路) 67.28 m²

浄化槽(撤去のみ)、駐輪場(撤去・新設もしくは移設)、樹木(撤去・補植)は
配置提案に伴い検討すること。

・公衆トイレ建設工事

東トイレ等

東トイレ バリアフリー対応とすること

男子：小便器 2 台、洋便器 1 台、手洗い 1 台、子ども用手洗い 1 台

女子：洋便器 2 台、手洗い 1 台、子ども用手洗い 1 台

多目的：洋便器 1 台、手洗い 1 台、おむつ交換台 1 台、ベビーチェア 1 台

掃除道具入れ

倉庫 現状程度

現位置もしくはその周辺への新築とし、トイレと倉庫を一体の構造とする

西トイレ等

西トイレ バリアフリー対応とすること

男子：小便器 3 台、洋便器 2 台(1 台分はブースをベビーカーが入る大きさとし、洋便器(子ども用)1 台も併設すること)、手洗い 2 台、子ども用手洗い 1 台

女子：洋便器 4 台(2 台分はブースをベビーカーが入る大きさとし、洋便器(子ども用)1 台も併設すること)、手洗い 2 台、手洗い(子ども用)1 台

多目的：洋便器 1 台、手洗い 1 台、おむつ交換台 1 台、オストメイト 1 台
掃除道具入れ

倉庫 現状程度

管理人室 現状の半分程度(キッチン エアコン)

休憩スペース 現状程度

ベンチ、自動販売機(現在の台数)が設置できるようにすること。

現位置もしくはその周辺への新築とする。

(6) 市民公園リニューアル整備基本計画について

基本計画のうち現時点で予定している整備内容は、以下のとおりである。

- ・西トイレ、東トイレの更新
- ・既存園路の線形を基本とした市民広場(芝生広場)周りの園路の更新
- ・公園照明灯の更新
- ・東トイレ北側平板ブロック撤去、パーゴラ撤去
- ・その他老朽化に伴う修繕

1 1. プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 開催日

令和 7 年 7 月 1 5 日 (火)

(2) 場所

各務原市 西ライフデザインセンター (産業文化センター 4 階)

(3) 出席者

出席者は、5 名以内とし、説明は本事業に直接携わる担当者とする。

(4) 時間

プレゼンテーションは 1 事業者につき 2 0 分以内とし、ヒアリングは 1 0 分程度とする。

(5) 留意事項

- ① プレゼンテーションは、市で用意するモニターを使用し、企画提案書に基づいて説明することを基本とする。モニター、接続用ケーブル(HDMI 端子)は、市で用意するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。機器等の接続に関しては、事前に事務局に機種等確認すること。
- ② プレゼンテーションの実施順は、企画提案書の受付順とする。
- ③ 開催時間、会場等の詳細は、各提案者に別途通知する。

1 2. 評価及び選定について

- (1) 企画提案書等の評価は、評価委員会において、「別紙 2 評価基準」の評価項目により実施する。
- (2) 評価委員会において、「別紙 2 評価基準」に基づいて採点を行い、評価点の合計が最も高い者を提案採用者の候補として選定する。次に高かったものを次点交渉権者として決定する。ただし、総合の評価点が満点の 50%に満たない場合は、選定の対象外とする。
- (3) 合計点が最も高く、かつ、同点となった場合には、「別紙 2 評価基準」の企画提案書の点数の高い者を提案採用者の候補とし、次に低い者を次点交渉権者とする。
- (4) 選定結果については、電子メールにて各提案者に通知する。

1 3. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者として決定した後、提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、委託料については、「2. 業務概要 (5) 委託料上限額」を超えることはできない。
- (2) 「1 4. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

1 4. 資格喪失

- (1) 企画提案書、その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 「1 3. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

1 5. その他留意事項

- (1) 本公募型プロポーザルの参加・提案に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書を提出した後、辞退する場合は、書面（様式 8 号）を事務局まで提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として今後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出された書類について、各務原市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第 6 条第 1 項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- (4) 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (6) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

16. 事務局

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
各務原市役所 都市建設部 河川公園課 公園整備係 伊藤・中山
電話：058-383-1531（直通）
FAX：058-383-6365（代表）
メールアドレス：kasenkoen@city.kakamigahara.gifu.jp